

療養費支給申請について

- ・ 医師の指示により義肢・装具を装着された場合は、加入されている健康保険へ申請する事でそれぞれ定められた給付率で払い戻しされます。
- ・ 保険申請に必要な書類
1) 療養費支給申請書 2) 意見書・装着証明書 3) 領収証

- **〔国民健康保険の方〕** ※70%の払い戻しが受けられます。
各市区町村役所の国民健康保険係にて申請を行って下さい。
- **〔全国健康保険協会（協会けんぽ）の方〕** ※70%の払い戻しが受けられます。
お勤め先の保険申請担当係もしくは全国健康保険協会（協会けんぽ）の各都道府県支部へ書類を提出して下さい。
- **〔組合保険、共済組合保険、職業別国保組合の方〕** ※70%の払い戻しが受けられます。
勤務先または各組合保険事務所にて『療養費支給申請書』をお取り寄せ下さい。
- **〔労災保険の方〕** ※ 装具代金は全額支給されます。
会社又は労働基準監督署にて労災保険7号用紙をお取り寄せ下さい。
- **〔後期高齢者医療保険の方〕** ※ 所得に応じて 70～90%払い戻しが受けられます。
各市区町村役所の老人福祉の窓口にて申請を行って下さい。
- **〔生活保護を受けている方〕** ※ 代金を立て替える必要はありません。
補装具を作る事を各市区町村福祉事務所に申し出て『治療材料の意見書』をもらって下さい。
担当者にお渡し頂ければ、申請手続きおよび装具代金の請求は当社で行います。

※ **〔学校の管理下で怪我をされた方〕**

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用となる可能性があります。
今回の病名と受傷機転で給付対象となるか、担当窓口である養護教諭に相談して下さい。
申請には指定用紙（治療用装具・明細書）と装具の領収証（コピー）が必要になります。

※ **〔福祉医療費助成制度の対象となる方〕** ※10～30%払い戻しが受けられます。

お住いの自治体によって様々ですが、以下のような医療費助成の対象者は、さらに給付があります。

◎ こども医療費 ◎ 重度障害者医療費 ◎ 高齢期移行者医療費 ◎ ひとり親医療費
申請先はお住いの各市区町村役所の各担当窓口になります。